

○南体育館（令和元年10月1日以降）

（単位 円）

区分	時間	使用料		備考
		市内者	市外者	
体育室	1 時間	550	1,100	
体育室照明		110	220	
サークル室（卓球室）		50	110	1 台につき

備考

- 1 使用料の額は、消費税等を含んだものとする。
- 2 30分以下の端数時間の使用料については、1 時間料金の 2 分の 1 の額とし、30分を超えて、1 時間未満の端数時間の使用料については、1 時間料金の額とする。
- 3 使用料の額を計算した場合において、その算定額に10円未満の端数があるときは、その10円未満の端数の額は、切り捨てるものとする。
- 4 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 市内者とは、市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者をいう。